

事務連絡
令和3年8月18日

主な民間発注者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（再協力依頼）

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力については「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について」（令和3年4月19日付け事務連絡）により、御協力をお願いしてきたところです。

今般の感染拡大傾向を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、日本建設業連合会に対し、建設現場等における本モニタリング検査の更なる積極的な活用を検討していただくよう再周知依頼がまいりました。

つきましては、本件モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力いただくよう改めてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力の再周知依頼（別添1）について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり日本建設業連合会あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

令和3年8月18日

国土交通省大臣官房技術調査課 御中

国土交通省不動産・建設経済局建設業課 御中

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（再周知依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に関する取組みにつきまして、御理解・御協力をいただき深く感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の早期探知のためモニタリング検査実施につきましては、「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（依頼）」（令和3年4月19日付事務連絡）において、御協力をお願いしているところです。

今般の感染拡大傾向を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室としましては、建設現場等における本モニタリング検査の更なる積極的な活用を検討していただきたいと考えております。

ついでには、モニタリング検査の対象区域（※）に所在する建設現場等に対して、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施して頂くよう、日本建設業連合会に対して再度協力依頼をお願いいたします。本検査の趣旨・目的にご賛同いただきモニターとなることを希望し御協力いただける場合には、内閣官房ホームページ（下記参照）からモニタリング検査の登録をしていただくように再周知していただきたく御協力の程宜しく申し上げます。

（※）北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県及び沖縄県

さらに、建設現場等において発注者の理解のもとに請負業者がモニタリング検査を円滑に実施できるよう、貴職においては、モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、建設業者から発注者に検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力いただけるよう発注者への再周知についてご協力をお願いいたします。

また、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、抗原簡易キットや

毎日の社員の健康状態を把握するための健康観察アプリを活用（※）することも有効と考えますので、併せて御周知いただきますよう宜しくお願いします。

（※）抗原簡易キット及び健康観察アプリの活用に関する詳細については、「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）をご参照ください。なお、健康観察アプリについては、典型的な事例として「健康観察 CHAT」の概要を例示として添付しますのでご参照ください。また、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室HPにおいても、民間事業者等が開発・提供している健康観察アプリを紹介(<https://corona.go.jp/health/>)しておりますので、併せてご参照ください。

記

○感染再拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施【別添①】

○新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR 検査）モニター募集中【別添②】

○内閣官房 HP（感染拡大の予兆の早期探知のためのモニタリング検査登録フォーム）

<https://corona.go.jp/monitoring/form-group/>

○「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）について」（令和3年6月25日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>

<本件連絡先>

○モニタリング検査の概要について

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

電 話 03-5253-2111（内線 33212, 33211）

【目的】

- 無症状者に焦点を当てたPCR検査等（モニタリング検査）を実施
- SNS等のデータや行政検査・民間検査機関のデータも活用し、予兆や感染源を早期探知、感染再拡大を防止
- 専門家や自治体等の意見も踏まえ、気になる変化等が見られた場合には、例えば関係者への聞き取り調査や、業種やエリアを特定したより重点的な検査など機動的に対応

【実施場所】

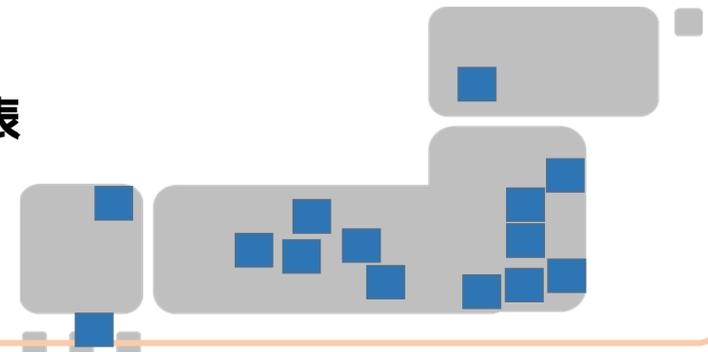
- 有識者の意見を踏まえ、比較的感染リスクの高い事務所・作業所、寮、大学、空港等の場所を中心に実施
- 地域の実情を把握している自治体からの提案を踏まえ、実施場所を決定

【対象地域】

- 2月22日からモニタリング検査を開始し、14都道府県（北海道、宮城県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、沖縄県）で実施

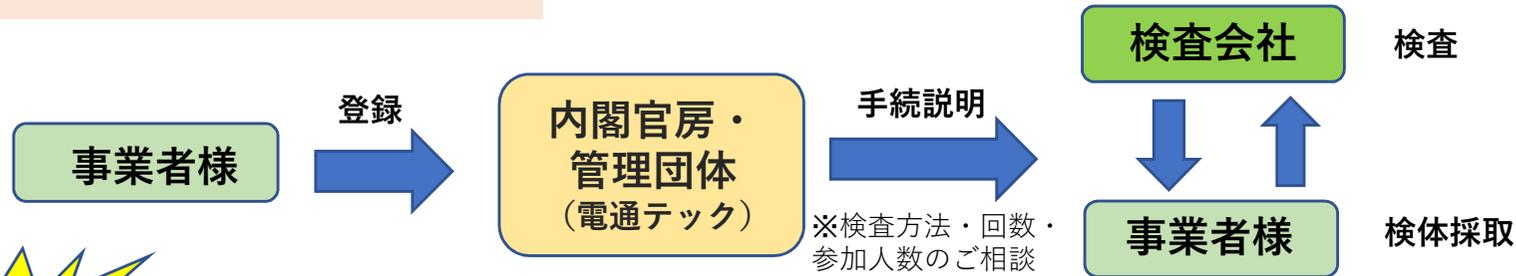
【検査結果及び分析結果】

- 検査結果及び分析結果については内閣官房HPにて公表
 - 都道府県別での直近3週間の陽性率
 - 年代別の直近3週間の陽性率



新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査） モニター募集中

モニタリング検査の流れ



**特に密になりやすい
大学、工場、物流を
お持ちの事業所の方
はぜひご登録くださ
い！**

4つのメリット

① 検査は**無料**です

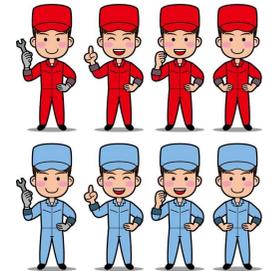
② 唾液を採るだけ
苦痛はありません

③ 職場で検査できます

④ **感染者の早期発見
につながります**



定期的な検査で感染の再拡大を防止！



↓↓↓モニターのご登録はこちらからぜひ宜しくお願いします↓↓↓
<https://r10.to/ha26ga>

または、「**モニタリング検査 事業所登録**」で検索

<お問合せ先>

モニタリング検査コールセンター
【株式会社電通テック】

TEL : 0570-071-307

E-Mail : info@pcr-monitoring.jp

営業時間 9:00~17:00 (土日祝含む)

事務連絡
令和3年8月18日

大臣官房官庁営繕部	各課長	殿
各地方整備局	総務部長	殿
	企画部長	殿
	営繕部長	殿
	港湾空港部長	殿
北海道開発局	事業振興部長	殿
	営繕部長	殿
各地方航空局	総務部長	殿
	空港部長	殿
	保安部長	殿
国土技術政策総合研究所	総務部長	殿
	管理調整部長	殿
国土地理院	総務部長	殿
	企画部長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の
実施に係る協力について（再周知）

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査（以下「モニタリング検査」という。）については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定、令和3年8月5日変更）において、「新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項」として「政府は、緊急事態措置区域であった都道府県等と連携しつつ、再度の感染拡大の予兆や感染源を早期に探知するため、幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施する。」とされているところである。

モニタリング検査の実施に関しては、これまでも「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について」（令和3年4月19日付事務連絡）に基づき対応いただいているところであるが、このたび、別添1のとおり、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から、モニタリング検査の実施に係る

協力について再周知依頼があった。

については、モニタリング検査の意義及び重要性に鑑み、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、引き続き積極的に協力されたい。

なお、モニタリング検査の実施に係る協力依頼（別添1）について、別添2のとおり主な民間発注者団体の長あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり日本建設業連合会あてに改めて送付しているため、参考まで送付する。

事務連絡
令和3年8月18日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の
実施に係る協力について（再協力依頼）

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力については「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について」（令和3年4月19日付け事務連絡）により、御協力をお願いしてきたところです。

今般の感染拡大傾向を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、日本建設業連合会に対し、建設現場等における本モニタリング検査の更なる積極的な活用を検討していただきたいとして、再周知依頼がまいりました。

つきましては、本件モニタリング検査の意義及び重要性にかんがみ、受注者からモニタリング検査に係る相談等があった場合には、積極的に協力いただくよう改めてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力の再周知依頼（別添1）について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あてに、別添3のとおり日本建設業連合会あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の関係市町村（指定都市を除く。）に対しても、周知を宜しくお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月18日

日本建設業連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（再協力依頼）

新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力については「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について」（令和3年4月19日付け事務連絡）により、御協力をお願いしてきたところです。

今般の感染拡大傾向を踏まえ、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、日本建設業連合会に対し、建設現場等における本モニタリング検査の更なる積極的な活用を検討していただくよう再周知依頼がまいりました。

つきましては、別添1「新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力について（再周知依頼）」に記載のとおり、モニタリング検査の対象区域に所在する建設現場等について、積極的にモニタリング検査に登録を行い、検査を実施していただくとともに、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、抗原簡易キットや毎日の社員の健康状態を把握するための健康観察アプリの活用についても併せて御検討をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大の早期探知のためのモニタリング検査の実施に係る協力の再周知依頼（別添1）について、別添2のとおり国土交通省直轄工事発注担当部局あて、別添3のとおり地方公共団体あて、別添4のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。